

SAGA Design Crossing 広報・運営業務委託仕様書

1 業務名

SAGA Design Crossing 広報・運営業務

2 目的

佐賀県政に取り入れている「さがデザイン」の視点は、単に「見た目をよくすること」ではなく、「モノ」や「コト」の本質・価値を的確に捉え、「コンセプトを大切に」しながら解決に導く力であり、その重要性をさらに多くの県民に広める必要がある。この「さがデザイン」の取組みをさらに加速させるため、広く県民にデザイン視点を理解いただくきっかけとして「SAGA Design Crossing」(シンポジウム)を開催し、デザインが持つ力について理解の促進を図る。

3 イベント概要

(1) 開催日時: 令和8年2月14日(土曜日)又は2月15日(日曜日) 午後

(日時は佐賀県が後日指定)

(2) 場所: 佐賀市内(佐賀県と後日協議の上決定)

(3) メインターゲット: 県内在住者でデザインやさがデザインの取組みに興味がある方

(4) 参加費: 無料

(5) 規模: 最低集客目標 100 名

(6) 構成(案):

<第1部> 13:00~

登壇者による基調講演+登壇者、ゲスト2名程度によるクロストーク(計1.5~2時間)

<第2部> 15:30~

登壇者による基調講演+知事、登壇者、ゲスト2名程度によるクロストーク(計1.5~2時間)

※登壇者やゲストについては、佐賀県と後日協議の上決定

4 委託業務内容

(1) イベントの企画及び会場等必要な手配・調整

①会場の手配・調整

②司会者の選定、調整、派遣

③登壇者・ゲストへの謝金・旅費の支払い

④会場の準備(知事、登壇者、ゲスト、事務局控室等含む)

⑤会場・会場周辺の案内看板の設置

⑥会場内音響・照明等のコントロール

⑦軽食の手配

(2) イベントの広報・集客

①事前の広報及び参加者募集

②参加申込受付、名簿管理、参加者との連絡調整

※参加者募集にあたっては、チラシ制作・配布を必須とし、その他新聞・雑誌等の紙面掲載、ウェブサイト・SNS 等への掲載、メール等、効果的なツール及び手法を提案の上、集客するものとし、佐賀県の求めに応じ、随時申込者数等を報告すること。

※掲載内容及びデザインやレイアウトについては県と協議の上制作すること。

(3) イベント当日の運営管理

①開催当日の参加者等の対応や会場準備、調整

②参加者へのアンケート調査と集計

③イベント内容の記録(発言記録、写真撮影等)

※アンケートの内容は、佐賀県と事前に調整を行うこと。

(4) イベント後の県民への周知

県民に「デザイン」や「デザインが持つ力」の理解促進や認知拡大を図るため、自由に提案すること

(5) イベント開催に向けた実施体制の構築

①統括責任者の配置

- ・県担当者との打合せの実施(準備状況に応じ随時)
- ・事業の進捗管理
- ・業務責任者の統括

②業務責任者の配置

統括責任者の他に、業務ごとに責任者を明確にすること。

5 成果物

以下の資料を制作物として提出すること。

(1) 実績報告書

(2) イベント参加者名簿(住所、氏名、職業、連絡先等記載)

(3) イベント参加者アンケート集計表等

(4) 本業務で制作した資料・集客広告等

(5) イベントで撮影した画像等の電子データ

(6) その他、県と受託者が合意の上、成果物として提出を求めるもの

6 業務委託期間

契約締結日から、令和8年3月31日(火)までとする。

7 留意事項

- (1) 委託業務の実施については、佐賀県と受託者で協議を行い実施すること。
- (2) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (3) 受託者は本事業の実施にあたって必要な保険に加入すること。
- (4) 真にやむを得ない理由がある場合はイベント等の開催の時期及び場所について変更する場合がある。その際は佐賀県と受託者との協議によって決定する。
- (5) 受託者による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (6) 本事業において第三者が所有する素材を用いる場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。
- (7) 今回の委託業務により制作される成果物の著作権、所有者等、その他一切の権利は佐賀県に帰属するものとする。ただし、著作者人格権の行使を妨げるものではない。
- (8) 成果物は、佐賀県が自由に二次使用できるものとする(①著作権法第20条の規定による著作者の意に反した変更、切除、その他の改変を受けていないものに限る/②トリミング等加工(改変)を加えない状態のものに限る)。
- (8) 本事業の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、佐賀県と受託者の協議により佐賀県が認めた時は、この限りではない。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負うこととし、かつ、あらかじめ佐賀県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得るものとする。
- (9) 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、他の目的に使用してはならない。また、本業務の履行にあたって知り得た情報を漏らしてはならない。これらはこの契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (10) 情報の重要性を認識し、個人情報扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取扱いには、佐賀県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守するものとする。